

景観法に基づく景観協定の認可に関する東京都事務取扱要綱

29都市政緑第395号
制定 平成29年11月 2日

(趣旨)

第1条 この要綱は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する景観協定の認可等に関し、法に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(景観協定の締結)

第2条 法第81条第1項の規定により景観協定を締結しようとする者は、同条第2項に掲げる事項に加え、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 景観協定の名称
- (2) 景観協定の目的
- (3) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

2 法第81条第4項又は第90条第1項の規定により景観協定の認可を申請しようとする土地所有者等（法第81条第1項の土地所有者等をいう。）の代表者（以下、事情において「代表者」という。）は、景観協定認可申請書（第1号様式）に、次に掲げる図書を添付して知事に提出するものとする。

- (1) 法第81条第2項及び前項に掲げる事項を記載した協定書
- (2) 景観協定区域を表示する図面
- (3) 景観協定区域内の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (4) 景観協定を締結した者の住所、氏名及び景観協定に関する合意を示す書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

(景観協定の認可等)

第3条 知事は、法第83条第1項の規定による景観協定の認可をしたときは、景観協定認可通知書（第2号様式）により、代表者に通知するものとする。

(景観協定の変更)

第4条 法第84条第1項の規定により景観協定において定めた事項を変更しようとする場合の認可の申請は、景観協定変更認可申請書（第3号様式）に、知事が必要と認める図書を添付して行うものとする。

2 知事は、法第84条第1項の規定による景観協定の変更認可をしたときは、景観協定変更認可通知書（第4号様式）により、代表者（法第84条第1項に規定する景観協定区域内における土地所有者等の代表者をいう。以下同じ）に通知するものとする。

(景観協定の廃止)

第5条 法第88条第1項の規定により景観協定を廃止しようとする場合の認可の申請は、景観協定廃止認可申請書（第5号様式）に、知事が必要と認める図書を添付して行うものとする。

2 知事は、法第88条第1項の規定による景観協定の廃止の認可をしたときは、景観協定廃止認可通知書（第6号様式）により、代表者に通知するものとする。

（景観協定の認可等の公告等）

第6条 法第83条第3項（法第84条第2項において準用する場合を含む。）の規定により知事が公告する事項は、都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令（平成16年農林水産省・国土交通省令第4号）第12条の規定において準用する同令第10条に掲げる事項のほか、認可年月日とする。

2 知事は、法第83条第3項の規定により同条第1項の認可をしたときは、当該協定区域内に、協定の名称や協定が効力を有する区域、認可年などを表示した標示板（第7号様式）を立てるなど、区域内に協定区域内であることを明示するものとする。

（一の所有者による景観協定が効力を有することとなった場合の届出）

第7条 法第90条第2項の規定により、一の所有者による景観協定の認可を受けた者は、同条第4項の規定により当該景観協定が効力を有することとなったときは、遅滞なく、景観協定開始届（第8号様式）に、2以上の土地の所有者等が存することを証する書類及び景観協定区域内の土地の位置を表示する図面を添えて知事に届け出なければならない。

附 則

この要綱は、平成29年11月 2日から施行する。

景観協定認可申請書

年 月 日		
東京都知事 殿		
住所		
代表者氏名 印		
連絡先		
景観法第81条第4項 景観法第90条第1項 の規定による認可を受けたいので、次のとおり申請します。		
景観協定の名称		
景観協定の締結者数	人	
景観協定区域	含まれる区域の 地名・地番	
	面積	m ²
有効期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
違反のあった場合の 措置		

景観協定認可通知書

第 号
年 月 日

殿

東京都知事 印

年 月 日付けで申請のあった景観協定については、景観法第83条第1項の規定により認可したので、次のとおり通知します。

1 景観協定の名称

2 認可番号

東京都景観協定第 号

3 認可年月日

年 月 日

景観協定変更認可申請書

年 月 日	
東京都知事 殿	
住所	
代表者氏名 印	
連絡先	
景観法第84条第1項の規定による認可を受けたいので、次のとおり申請します。	
景観協定の名称	
認可番号	東京都景観協定第 号
認可年月日	年 月 日
変更内容	変更前
	変更後
変更理由	

景観協定変更認可通知書

第 号
年 月 日

殿

東京都知事 印

年 月 日付けで申請のあった景観協定の変更については、景観法第84条第2項の規定において準用する同法第83条第1項の規定により認可したので、次のとおり通知します。

1 景観協定の名称

2 認可番号

東京都景観協定第 号

3 認可年月日

年 月 日

4 変更年月日

年 月 日

景観協定廃止認可申請書

年 月 日

東京都知事 殿

住所

代表者氏名

印

連絡先

景観法第88条第1項の規定による認可を受けたいので、次のとおり申請します。

景観協定の名称	
認可番号	東京都景観協定第 号
認可年月日	年 月 日
廃止理由	

景観協定廃止認可通知書

第 号
年 月 日

殿

東京都知事 印

年 月 日付けで申請のあった景観協定の廃止については、景観法第88条第1項の規定により認可したので、次のとおり通知します。

1 景観協定の名称

2 認可番号

東京都景観協定第 号

3 認可年月日

年 月 日

3 廃止年月日

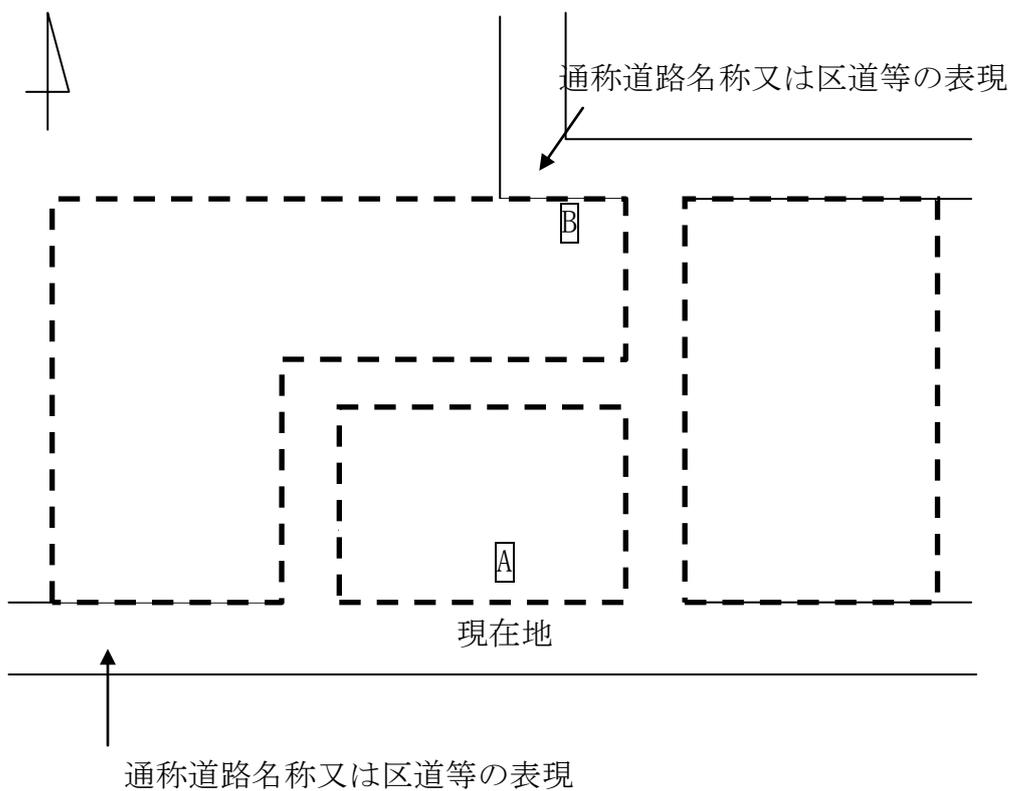
年 月 日

景観協定標示板

〇〇地区 △△△△景観協定

この地区は、景観法に基づく景観協定により、地域の自主的な活動で良好な景観を形成していく区域です。

年 月 日
東京都景観協定第 号



A B 標示板

┌───┐ 協定が効力を有する区域の境界

42cm以上

29.7cm 以上

【標示板の規格】

- ・素材は、ステンレス、銅などで耐候性、耐久性に富み、かつ、容易に破損しない材質とすること。
- ・堅固に固定したものとする。
- ・大きさは、縦29.7cm以上×横42cm以上とすること。

景観協定開始届

年 月 日	
東京都知事 殿	
住所	
届出者氏名 印	
連絡先	
次の景観協定は、景観法第90条第4項の規定により効力を有することとなったので、「景観法に基づく景観協定の認可に関する東京都事務取扱要綱」第7条の規定により関係図書を添えて届け出ます。	
景観協定の名称	
認可年月日	年 月 日
効力を有することとなった年月日	年 月 日
地名地番	土地の所有者等の住所氏名

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 届出者が法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。
 3 届出者の氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
 4 枠内に記入しきれないときは、別紙に記入してください。

※ 受 領 印